

豊中市育児支援家庭訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する育児支援家庭訪問事業（以下「訪問事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 訪問事業は、乳幼児の育児支援及び児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(実施機関)

第3条 訪問事業を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、こども未来部はぐくみセンターこども支援課とする。

(支援の対象)

第4条 訪問事業により支援を提供する者（以下「支援対象者」という。）は、本市に住民登録があり、かつ、次の各号のいずれかに掲げる家庭の児童及びその養育者とする。

(1) 居住実態を有する0歳から就学前の児童のいる家庭（ア及びイに掲げる家庭にあつては、小学校に在籍する児童のいる家庭を含む。）のうち、次のいずれかに掲げるもの

ア 子育てに不安を持ち、支援を必要とする家庭

イ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

ウ 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳から5歳児までで保育所・幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭

(2) その他市長が訪問による支援が必要と認める家庭

(支援の内容)

第5条 訪問事業において提供する支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 保育士等の専門の資格を有する者が実施する専門的相談支援

(2) 人材派遣による育児及び家事援助支援（原則として支援対象者同伴のもとで支援を行うものとする。）

(支援の提供日及び提供時間)

第6条 訪問事業は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）に実施する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 訪問事業の訪問時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(事業利用の開始)

第7条 訪問事業を利用しようとする者は、市長に対し豊中市育児支援家庭訪問事業利用同意書（以下「同意書」という。）を提出し、事業を開始するものとする。

(事業利用の停止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を停止するものとする。

- (1) 支援対象者が第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 支援対象者が偽りその他不正な手段により事業を利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(費用負担)

第9条 本事業の実施に係る費用は、市が負担するものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により事業を利用したと認めるときは、前項に規定する市が負担した費用の全部又は一部をその者に請求することができる。

(事業の委託)

第10条 第5条第2号に掲げる育児及び家事援助支援に係る事業については、市長が適当と認める事業所等に委託することができる。

(申込書等の様式)

第11条 この要綱における同意書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。